



平成18年5月29日

各 位

会 社 名 第一交通産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中亮一郎
(コード番号 9035 福証)
問合せ先 総務部長 明 石 陽 一
(TEL 093 - 511 - 8811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第42期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の子会社を含めた事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- (2) 経営環境の変化に対応し、取締役の員数の上限を適正な水準に改めるべく、その上限を25名より15名に引き下げるものであります。(変更案第19条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

当社の定款には取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、株式に係る株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされたことから、当該事項について明記するもの。(変更案第4条、第7条、第9条)

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するもの。(変更案第11条)

株主総会参考書類等の一部につき、インターネットの利用により、株主の皆様になし提供できるようにするもの。(変更案第17条)

取締役会の機動的な運営を図るため、書面及び電磁的方法による決議を可能とするもの。(変更案第23条)

補欠監査役の予選の効力を4年とするもの。(変更案第27条)

剰余金の配当等につき、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、取締役会決議で実施する旨を定めるもの。(変更案第32条)

- (4) その他、会社法の該当条文及び用語への変更、一部表現の変更、字句の修正及び条数の変更等を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月28日(水曜日)
定款変更の効力発生日 平成18年6月28日(水曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>48. (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>49. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>48.</p> <p>49. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>50. <u>介護保険法に基づく訪問介護、訪問入浴介護に関する介護予防サービス事業</u></p> <p>51. <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p>52. <u>病院、医院の経営</u></p> <p>53. <u>前払式証券の発行及び取扱業務</u></p> <p>54. <u>債権管理回収業務</u></p> <p>55. (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>78,000,000株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>78,000,000株とする。</u> (削 除)</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u> (削 除)</p>

<p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <p>当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>— 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>— 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>— 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿(実質株主名簿を含む。)の記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第11条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.法令により定款をもってしても制限することができない権利</p>
--	---

<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第 10 条の 2 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて <u>1 単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者)</p> <p>第 12 条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(議長)</p> <p>第 13 条 株主総会の議長は、取締役会の決議により取締役会長又は取締役社長又は取締役副社長がこれにあたる。</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役会長及び取締役社長並びに取締役副社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議要件)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p style="padding-left: 2em;">商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってする。</p>	<p style="text-align: center;">2 . 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">3 . 単元未満株式買増請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第 12 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 <u>当会社に取締役25名以内を置く。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第18条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> <u>取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p style="text-align: center;">— (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>当社は取締役会の決議により当社を代表すべき取締役を若干名定める。</u> <u>取締役会の決議により、社長1名を選任するほか、必要に応じて会長を1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役は、15名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 (削 除) <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">— (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> <u>取締役会の決議により、社長1名を選定するほか、必要に応じて会長を1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
--	---

<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (条文省略) (条文省略) (新設)</p> <p>— 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第23条 当会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第24条 監査役は株主総会において選任する。 — 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第23条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>— 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>— 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条 (削除) 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 — 補欠監査役の予選の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>
--	--

<p>(監査役会) 第27条 (条文省略) (条文省略)</p> <p>(報酬) 第28条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 第6章 計算</p> <p>(営業年度) 第29条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。 (新 設)</p> <p>(利益配当) 第30条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対しこれを行う。</p> <p>(中間配当) 第31条 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第32条 利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>(監査役会) 第29条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>
--	---

以 上